

議案第 19 号

飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することによる職員定数の変更に伴う改正

飛驒市職員定数条例の一部を改正する条例

飛驒市職員定数条例（平成16年飛驒市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「452人」を「447人」に、「10人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																														
第1条 略 (定数) 第2条 略	第1条 略 (定数) 第2条 略																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">定数</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;">452人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">議会の事務部局の項～消防機関の項 略</td> </tr> <tr> <td>上下水道事業（企業会計職員）</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計の項 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	備考	市長の事務部局	452人		議会の事務部局の項～消防機関の項 略			上下水道事業（企業会計職員）	10人		合計の項 略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">定数</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;">447人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">議会の事務部局の項～消防機関の項 略</td> </tr> <tr> <td>上下水道事業（企業会計職員）</td> <td style="text-align: center;">15人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計の項 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	備考	市長の事務部局	447人		議会の事務部局の項～消防機関の項 略			上下水道事業（企業会計職員）	15人		合計の項 略		
区分	定数	備考																													
市長の事務部局	452人																														
議会の事務部局の項～消防機関の項 略																															
上下水道事業（企業会計職員）	10人																														
合計の項 略																															
区分	定数	備考																													
市長の事務部局	447人																														
議会の事務部局の項～消防機関の項 略																															
上下水道事業（企業会計職員）	15人																														
合計の項 略																															
2 略	2 略																														
以下 略	以下 略																														

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	飛騨市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することによる職員定数の変更に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>下水道事業に地方公営企業法の規定の全部適用に伴い、市長の事務部局の定数に含まれている当該事業に関わる職員の人数を減じ、これに相当する人員数を上下水道事業の定数に加えるもの。</p> <p>市長の事務部局 452人 → 447人 △5人</p> <p>上下水道事業 10人→15人 +5人</p> <p style="text-align: right;">(第2条第1項関係)</p>
市民への影響等	特になし
施行日	令和6年4月1日
備考	<p>市長の事務部局配置職員実数 359人 (令和6年4月1日現在見込み)</p> <p>※ 休職者11人、任期付職員4人を除く。</p>